

目視外・夜間飛行コース 追加のお知らせ

Fujitaka ドローンパイロットスクールでは 2021 年 2 月 1 日より、目視外飛行や夜間飛行の追加講習コースを開講します。

今回開講する追加講習コースは、基本コースにプラスして受講できるものとなっております。「基本コース+目視外飛行のみ」「基本コース+夜間飛行のみ」「基本コース+目視外・夜間飛行の両方」と自由に組み合わせることができるので、お客様ご自身のドローンのご利用目的に合わせて講習を受けて頂けます。

屋内施設での講習のため雨天時も講習日程を延期する必要がなく、照明を落とすことで昼間でも夜間飛行の練習ができます。また、必ずお一人様 1 機ずつ機体を割り当てて講習を進めるので、難しい操作もしっかりと練習できます。

すでに基本コースをご卒業された方や他スクールをご卒業の方※1も受講していただけますので、追加で夜間飛行や目視外飛行の申請基準をクリアしたいという方にもおすすめです！

目視外飛行や夜間飛行ができれば、例えば人命救助や夜景撮影など、より幅広いシーンでドローンを活用できるので、**幅広い分野でドローンを活用できる技能を身につけたい、夜間や目視外での飛行を検討している、という方は、ぜひ追加講習もご検討ください！**

基本コースで クリアできる項目

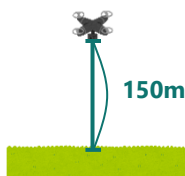
空港周辺



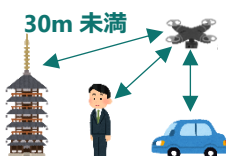
人口集中区域



150m 以上の空域



人・建物等から
30m 未満



イベント上空



追加講習で クリアできる項目

夜間飛行



目視外飛行



ドローン（無人航空機）の規制と許可申請について

ドローンは以下のエリアや方法での操縦が航空法で規制されており、これらのエリアや方法での操縦には飛行許可承認申請が必要です。この許可承認をもらうために国土交通省の定める「無人航空機の操縦者が備えるべき飛行経歴・知識・技能に関する一般基準」をクリアする必要があります。ただし、目視外飛行や夜間飛行など一部方法での飛行は、この一般基準に加えてさらに専門の技術を身につけなければなりません。

※ 詳しくは「教えてインストラクター！ ドローンを飛ばしてみたい！免許や資格は？」をご覧ください。

<航空法でドローン操縦が規制されているエリア・方法>

エリア：・空港等の周辺の上空の空域 ・人口集中地区の上空 ・150m以上の高さの空域

方法：・夜間飛行 ・目視外飛行 ・人や物件から 30m以内での飛行 ・イベント上空での飛行
・危険物の輸送 ・物件の投下

※2

※1 当スクールご卒業生以外の方は、授業のはじめに知識・技能の確認をさせていただきます。

※2 当スクールでは「危険物の輸送」「物件の投下」の講習は行っていません。ご注意ください。